

海外在留証明書

記入例

可能な限り発行責任者が明確な印をお願いします。社長公印・人事部長公印などがあれば、公印をお願いします。公印が押せない場合は、下記注意事項④にしたがってください。

証明年月日 [西暦] 2026年 11 月 3 日
会 社 名 ○○商事株式会社
所 在 地 東京都○○区○○ XX-XX-XX
発 行 者 代表取締役社長 △△△△



問い合わせ可能な電話番号

※日本の会社・機関の場合は、可能な限り本社機関名と代表者役職名の入った公印を押印してください。
※本社機関名と代表者役職名が1つになっている公印で構いません。必ず別紙「記入例」を確認してください。

以下のとおり、保護者 青山 次郎 は海外に在留・勤務し、
志願者 青山 太郎 を同行させたことを証明します。

保護者の在留期間[西暦]		志願者の在留期間[西暦]		在留地	
				国名	都市名
開始	2024年 2 月 22 日	開始	2024年 8 月 3 日	アメリカ	ロサンゼルス
終了	2025年 3 月 22 日 または 在留中	終了	2025年 3 月 31 日 または 在留中		
開始	2025年 3 月 23 日	開始	2025年 4 月 1 日	中国	北京
終了	年 月 日 または 在留中	終了	年 月 日 または 在留中		

《注意事項》

- ① 本用紙は、保護者・志願者の在留期間が連続している場合、在留地が複数の国・都市にまたがる場合、保護者・出願者の在留期間が連続している場合のみ在留期間として通算されます。
 - ② 証明書の提出は、在留期間が連続している場合、在留地が複数の国・都市にまたがる場合、保護者・出願者の在留期間が連続している場合のみ在留期間として通算されます。
 - ③ 欄が不足する場合は、別紙「記入例」を併せて提出してください。
 - ④ 本用紙は、保護者・志願者の在留期間が連続している場合、在留地が複数の国・都市にまたがる場合、保護者・出願者の在留期間が連続している場合のみ在留期間として通算されます。
- 日本の会社・機関に勤務(現地法人への出向含む)の場合
可能な限り日本国内の本社人事部等で、会社・機関名と代表者役職名(社長・理事長・人事部署責任者)の公印を押印ください。発行部署に公印がない場合、発行責任者を明記いただき、その方の印鑑でも大丈夫です。
- 現地雇用、自営業、会社経営等の場合
・ その会社・機関の代表者が本用紙を作成(記入・証明)した上で提出してください。
・ 自営業等で代表者が被証明者と同一人である場合、それに準ずる役職の第三者が本用紙を作成してください。
※出向で日本の会社・機関に雇用されている場合には、「日本の会社・機関に勤務」に準じます。
※日本の会社・機関からの派遣で現地法人等の代表になっている場合には、「日本の会社・機関に勤務」に準じます。
※自営業で第三者による発行ができない場合には、商工会議所(Chamber of Commerce)等、公的な機関で海外在留証明書を作成してもらってください。
- 保護者の留学のために志願者が同行した場合
保護者が在籍していた留学先に海外在留証明書を作成してもらってください。(同行していたことを証明できる書類の提出—出入国を示すパスポートのコピーもお願いいたします。)
※志願者の留学のために保護者が同行している場合、受験資格はありませんのでご注意ください。
- いずれの書類も出せない場合、保護者のパスポートの中にある就労・学生ビザおよび同行していたことを証明できる書類をご提出ください。
※パスポートやビザのコピーの場合、オリジナルとの原本照合をお願いする場合があります。

「海外在留証明書」の書式・記入例は、本校ウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.agh.aoyama.ed.jp/>